

人口

1950年人口9千万人
高齢化率5%

1945年

終戦

1969年

すぐやる課設置

1974年

合計特殊出生率2.0を切る

1995年

阪神大震災(生産年齢人口ピーク)

2005年

日本人人口ピーク

日本人人口が初めて減少したことが判明

東日本大震災

2010年

2012年~14年団塊世代
約750万人 65歳

2012年問題

2013年 2.5%
高齢化率
約25万人

2011.3.11
東日本大震災

2022年問題

2022年~24年団塊世代
約750万人 75歳

2050年

2050年人口9千万人
高齢化率35%超

人口成長率の低下
* 何組か子供が
つかない

増え主義

減る主義

西暦

④

1. 人口減少と高齢化 まだら模様の地域社会になりつつある

四日市市を例にすれば

団塊世代率
(現在の55-59歳人口の60歳以上人口に占める割合)

全市=32.3%(ランク3 ×××)

		保々×××	下野××	八郷×××	
		県×××××	三重××××	大矢知×××	
	桜×××××	神前×××	海蔵××	富田××	富洲原××
水沢××	小山田××	川島×××××	常磐×××	羽津×××	
		四郷×××	日永×××	橋北×	
		内部××××	河原田××	中部××	
				塩浜××	
				楠××	

20-25%未満	ランク1	×
25-30%未満	ランク2	××
30-35%未満	ランク3	×××
35-40%未満	ランク4	××××
40%-	ランク5	×××××

高齢化率

全市=18.6%(ランク2 ××)

		保々××	下野×××	八郷××	
		県××	三重××	大矢知××	
	桜××	神前×××	海蔵××	富田×××	富洲原×××
水沢××××	小山田××××	川島×	常磐××	羽津××	
		四郷××	日永××	橋北××××	
		内部×	河原田××	中部×××	
				塩浜××××	
				楠××××	

10-15%未満	ランク1	×
15-20%未満	ランク2	××
20-25%未満	ランク3	×××
25%-	ランク4	××××

四日市看護医療大学東川准教授作成(2005年国勢調査結果による)

2. まずは、協働の実質化を 地域社会での地域住民の活動支援のために

2000年 第一次分権改革 団体自治の強化 基礎自治体の充実

- ・基礎自治体への県からの事務移譲→分権が自治を殺す危険性

2007年～第二次分権改革 住民自治の強化と府県合併→道州制？

・国 コミュニティ協働体構想→一律の制度で良いわけがない

・政権交代 鳩山から菅、野田、そして自民党安倍政権へ

地域主権改革から再度、「分権改革」に、しかし、「最小不幸社会」(菅)の理念は捨てがたい。それは、統治機構改革にはない、分権改革の理念だから

この4年間の分権改革・「地域主権改革」・再度の「分権改革」によって、

- ・法令による義務付け・枠付けの見直し 条例による基準の設定等
上書権は一定確保 分権改革の方向性として正しかった
- ・国の出先機関の統廃合と都道府県への移管をめぐっては、国・地方の協議の場法制化はなされたが、省庁の各種補助金の一括交付金化とともに、東日本大震災を契機に頓挫
- ・今後、安倍政権は、参議院選挙後、むしろ、「分権改革」として、道州制の導入を掲げつつ、実は、統治機構改革によって、都道府県合併と国の巨大出先機関の出現に向かうのではないかという懸念がある。

それだけに

- ・菅内閣が標榜した「強い財政」「強い経済」「強い社会保障」の実質化は、
- ・最も現場に近い地方自治体が、枠付け・義務付けの廃止と一括交付金を受けて
- ・それぞれの地域でのセーフティネットを構築するために
- ・これまで、自治体が全て引き受けてきた仕事を見直し、住民にお返りする
- ・そのためには、地域に引き受けることのできる組織が必要
- ・その組織は、熟議民主主義による資金配分と責任ある仕事を行う
- ・これは地域に雇用を生み出すことになる

・公の再構築 民主党政権時の「新しい公共」は、後景に ⇔ 自民党憲法草案

・とはいえ、安倍内閣下でも、自助と公助の間に、「共助」の仕組みを作る必要性は、施策として実施されよう

例えば、2025年までに完成させるとする「地域包括ケアシステム」(要支援部分の市町村への移譲に伴う、介護予防事業への補助強化)

学校週5日制の見直しに伴う、コミュニティスクール、地域支援本部体制づくりに対する支援強化

TPP 対策で、強化される集落ごとの営農計画に対する補助事業 等

・このコンテキストの中で、自治体の役割、議会の役割を考える必要がある。

2. 議会の役割は何か一増分主義から減分主義へ

- ・人口減少社会を迎えて、「あれも、これも」の時代から「あれか、これか」の時代へ
- ・税を払っているのは、セーフティネットの維持のため
- ・だから、PDCA サイクルが言われている
- ・セーフティネットを維持してもらうためにこそ、今やっている自治体の仕事も、狭域有効、広域効率の観点から仕分けしていく必要があるのではないか
 ⇒狭域有効業務のなかには、①かつて住民がやっていた、それだけに、②協働あるいは住民にお返しできる可能性があり、しかも、③コミュニティビジネスにつながる可能性がある
 ⇒狭域有効業務をまず明確に行政の仕事として把握し、その後、各地域で、その地域特性に応じた公のあり方を検討したうえで、地域の様々な主体ができるものは、やってもらおうではないか
 (「民への分権」)

表 狭域有効業務と広域効率業務(例示)

	狭域有効業務	広域効率業務
住民サービス	直接業務 (窓口、住民相談等)	間接業務 (総務・企画等)
健康・福祉	在宅介護、基礎医療 (検診等) など	介護保険運営、高度医療 など
生活・環境	ごみ分別、環境美化 など	ごみ処理 など
教育・文化	地域学習、公民館活動 など	高等教育、文化公演 など
産業・交流	商店街振興、地区イベント など	雇用対策、企業誘致、広域交流など

- ・これまでの行政サービスの見直しー過度の顧客主義の見直し
 「住民は行政にとって、納税者であり、政策参画者であり、有権者であるほか、『顧客』。ならば、民間企業では、客がまず品物を手にとって見て、あるいはサービスの内容を良く聞いて、価格と照らし合わせて満足ならば、購入またはサービスを受けるという、売買契約。しかし、税金は先に徴収されて、行政サービスの水準は約束もされていない。」
 - ・しかし、そうだろうか？ 民間と公共の違いもやはり大きいはずである
 - ・ 公共サービスには、受益と負担の関係が明確でないものも多い
 - ・ 様々な人々が地域で共同生活を営むうえで、負担を転嫁できない、してはいけない場合も多い
 - ・ 行政サービスの水準は、ナショナルミニマムの確保という名の様々な規制で、国により示される最低水準として維持されてきたはずである
 - ・ 分権改革により、機関委任事務が全廃され、必置規制が限定され、地方交付税が減額されているとき、自治体現場における「顧客」とは、サービスの単なるコンシューマーではなく、受益と負担を意識できる、「政策参画者」、「有権者」としての側面こそを強調したい。
- ⇒自治体行政と住民との係わりこそ課題

・そこで、自治体の意思を示す機関としての議会の役割は

- ① 狭域有効業務の地域での実施に伴って、その体制の検討と
- ② 地域での実施に伴って、議会としては、地域から市全体の方向性の検討に移行し、
- ③ 広域有効業務についての方向性の検討と、特にセーフティネットの構築に関してより広域への意思表示

と純化されていくのではないか。

- ① 狭域有効業務の地域での実施に際して、

- ・地域に受け皿が必要
- ・それは、自治会だけでいいか？

NPO やボランティア団体、企業市民と、自治会の関係は？

⇒ 地域社会の入り口としての町内会・自治会

歴史的な経緯から多くの課題を持つ町内会・自治会だが、まだら模様の様相を呈する狭域の地域社会では、貴重な「まちづくり団体」となりうるはず。

- ・熟議民主主義の場として

仕事を引き受ける仕組み…住民自治協議会

これらの仕組みを根拠付け、また、計画－実行－評価・見直しの過程における市民参加の道具リストを市民に示し、今後の自治体における、市民の権利・責務、行政や議会の役割を定めたものとして、四日市や亀山、鈴鹿の場合は、自治基本条例、まちづくり基本条例がある。

どの地域でも

- ・共通の夢、仕事のネタを持つ必要性

「まちづくり計画」等

- ・地域のコミュニティセンターが変わり得るか

市民相談・窓口事務の集約化と、近隣関係の再構築のための生涯学習機能・地域振興機能の強化（四日市市の地域社会づくり協議会や地域マネージャーシステム、鈴鹿市・亀山市の地域づくり協議会等）

参考 1 協働の理念－伊賀市の場合 市民自治＝住民自治とは何か？

「自治」…(住民が行政によって)自ら治まる→(住民が自分たちの地域を)自ら治める

共同体意識の形成が可能な範囲において…

住民が自ら考え、決定し、実行し、責任も持つ。

地域で住む幸せ、誇り、生きがいを感じられるまちづくり。

(住み良い地域を形成したい。地域の課題を解決したい。..人により異なる)

補完性の原則

「家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なもの、市町村や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方

個人 → 家族 → 地域 → 市 → 県 → 国 → 世界

参考2 住民自治を推進する背景と必要性

- ① 公共部門の拡大により、地域の自治力の低下



公共サービスの一部を地域へ返還 → 地域の共同性の復活
(生きがい、地域課題の解決につながる)

- ② 画一的な行政の限界・非効率…いろんな地域から構成される新市



一定の権限・財源を地域へ配分 → 地域で自己決定し自ら実践
(地域の実情に応じた取組みが可能)

- ③ 高度経済成長により多くの税金を投入し、あらゆる公的サービスを行政が提供



バブル崩壊により、深刻な財政難 → あらゆる主体が公的サービスを担う
(民間や地域に業務を委託)

・この動きをどう進めていくか

- ・既存法令との衝突、従来型財政規律との齟齬

「おのずから治まる」から「自ら治める」への、産みの苦しみ

- ・議会として、議員の地域での活動の中で、どう生かしていくことができるか
地域活動と制度・従来型画一的増分主義との乖離を埋めることができるのは、議員であり、議会。

例えば、青色回転パトロール

図1 豊中市における地域自治システムの全体像（イメージ）

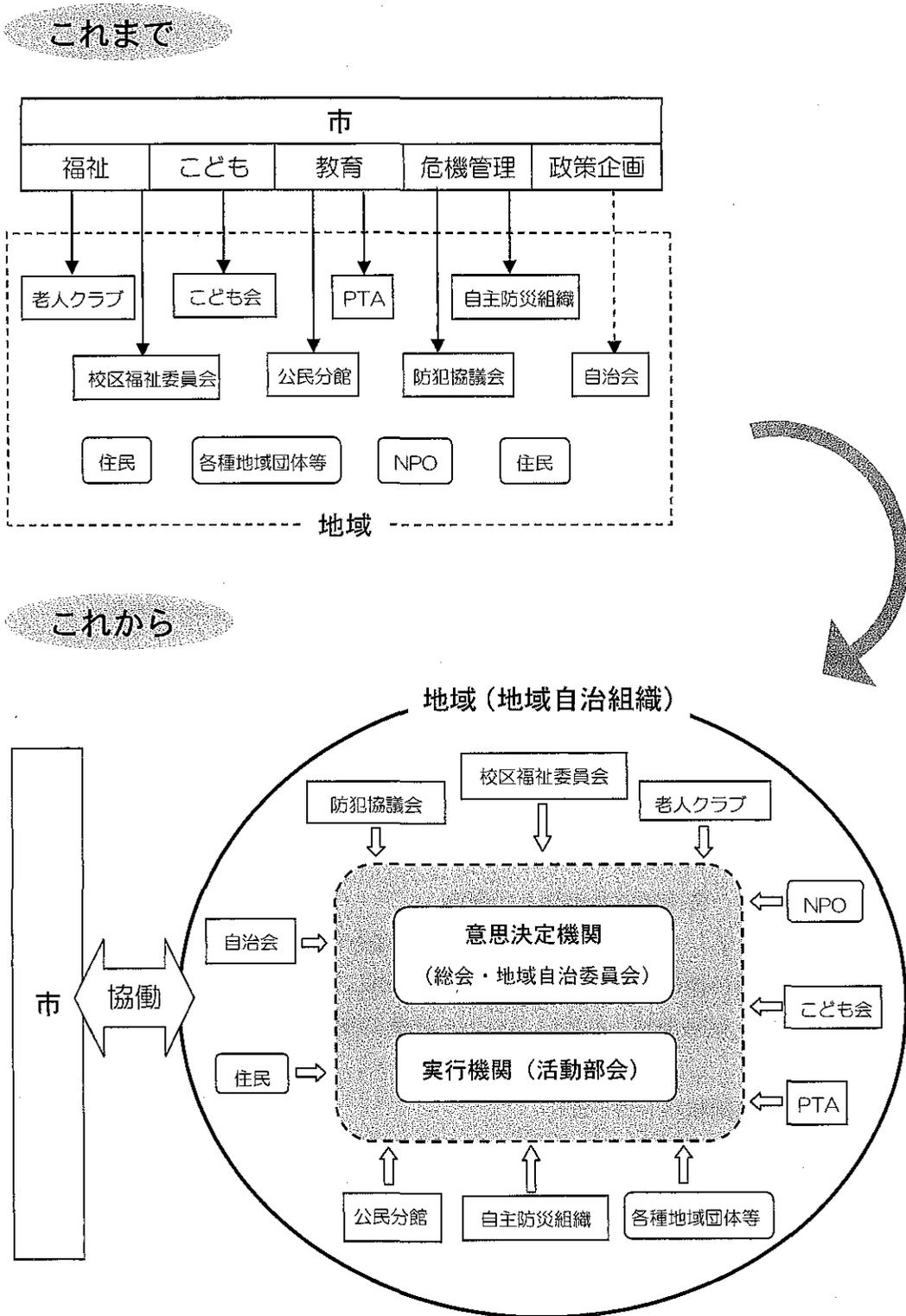
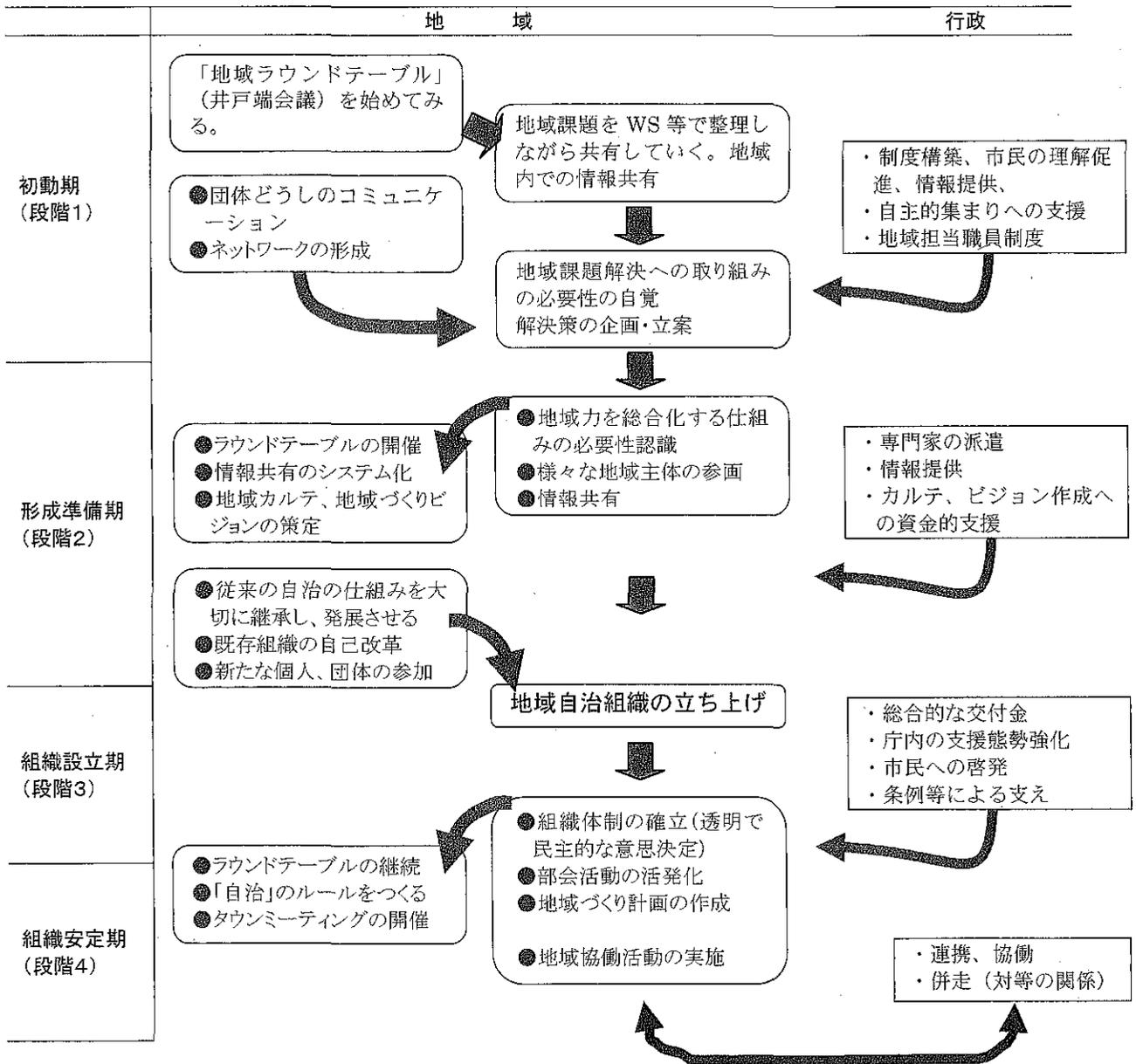


図 地域協働形成の動き（概要）@豊中スタイル



- ② 地域での実施に伴って、議会としては、地域から市全体の方向性の検討に移行し、
 ③ 広域有効業務についての方向性の検討と、特にセーフティネットの構築に関してより
 広域への意思表示

については、

市全体の検討を通じて、

- ・ 具体的には、今後の国土軸の整備にどう対応するか

- ・2020 東京オリンピックとリニア新幹線の名古屋までの開業
- ・第二名神、東海環状、北勢バイパス等
 - ⇨ 産業振興・工場誘致の広域的展開(名古屋を見据えて)
- ・また、平成 33 年みえ国体、平成 30 年高校総体対応

その一方で、狭域有効業務について、地域での受け皿整備を進める自治体行政の

- ・介護、国保、生活保護等セーフティネットをどう広域で維持し続けるか
- ・また、維持し続けなければならない税収をどこにどう使うか、首長の提案権に対して、徹底的に議論を。 そのための二元代表原理

例えば、まだら模様の地域社会の支え方の検討のなかで、
公共施設、道路・上下水道等インフラの老朽化、更新をどう図っていくか

最近、目につくものを拾ってみただけだが、
いなべ市 福祉バスは今後も存続可能か、集落の統合は必要ないか、庁舎は分庁形式の
ままでいいか

桑名市 市立幼稚園の統廃合は必要ないか、北勢線・養老鉄道はどうすべきか

四日市市 内部・八王子線の存続をどう図るか、オーストラリア記念館は?、自治会主体
の地域づくりの体制はどこまで続くか、工場だけではなく研究所集積のために必
要なことは何か

鈴鹿市 ポストHondaは考えなくていいのか、地域協議会をどう支えるか

亀山市 コミュニティを核とした地域協議会をどう支えるか、地域活動応援券の成功の
ために何ができるか、

企業・地域団体・住民と市をつなぎ、市全体の最適化を考えながらの議会・議員個人の
役割を追求し続けてほしい。

そのために、政務活動費の有効活用、議員間の意見集約に至る議員間討議の必要性、議
会としての広報広聴活動=議会報告会など

調査票	議会における最近の主な議会改革の新しい取り組みについて (5つ程度)
四日市市	四日市市市議会基本条例が施行 (通年議会の開始) (平成 23 年 5 月から)
	録画中継に加え本会議等のインターネット生中継を開始(平成 23 年 5 月から)
	4つの常任委員会ごとに議会報告会、シティ・ミーティングを開催

	(平成 23 年 10 月から)
	議会だより、インターネットでの議案の表決の公表 (平成 24 年 5 月から)
	正副議長による定例記者会見を開催 (平成 24 年 12 月から)
	各種委員会、審議会等への参画の見直し (平成 25 年 5 月)
	4 つの常任委員会で Ustream を活用して中継を開始 (平成 25 年 6 月から)
桑名市	市議会基本条例の制定 (平成 23 年 10 月)
	議会報告会の開催 (平成 24 年 4 月から)
	決算審査における事業評価の導入 (平成 24 年 9 月)
	市議会独自のホームページの立ち上げ (平成 24 年 11 月)
	常時市議会改革検討会の設置
	議員定数を 30 人から 26 人へ削減 (次の一般選挙から)
	議決すべき事件に関する条例の制定 (平成 25 年 3 月)
鈴鹿市	議会だよりで個人別の採決の結果を公表(平成 25 年 5 月から)
	議会基本条例の制定・施行(平成 24 年 12 月から)
	すべての公的会議を原則公開(平成 24 年 12 月から)
	すべての本会議をケーブルテレビで生中継(平成 24 年 12 月から)
	議会報告会の開催(平成 25 年 4 月から)
	本会議のインターネット録画中継を開始(平成 23 年 6 月から)
亀山市	議会改革推進会議及び補助機関として検討部会を設置 (平成 23 年 8 月)
	議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送を開始 (平成 23 年 10 月)

	常任委員会として予算決算委員会を設置 (平成24年2月)
	議員定数条例の制定 (22人→18人) (平成24年11月)
	審議会等への議員の派遣を行わないこととする (平成25年1月)
いなべ市	いなべ市議会だよりで採決の結果の公表 (平成19年11月から)
	議員定数を24人から20人へ削減 (平成21年12月)
	審議会等の役職の就任自粛 (平成22年12月から)
	補助金団体の重要職の就任自粛 (平成22年12月から)
	一般質問での「一問一答式」を導入 (平成22年12月から)
	本会議のインターネットライブ配信を開始 (平成24年6月から)

以上